

確定申告は「自宅からe-Tax」、市県民税申告は「郵送での提出」

にご協力ください

所得税および復興特別所得税・
事業税・市県民税の申告は

2月16日(火)～3月15日(月)までに

贈与税の申告と納税は **3月15日(月)まで**

個人事業者の消費税・地方消費税の申告は **3月31日(水)まで**

所得税および復興特別所得税（以下、「所得税等」と記載）・贈与税・個人事業者の消費税等・事業税・市県民税の申告が始まります。

問 い 合 わ せ

○所得税等、贈与税、消費税・地方消費税

岡山東税務署 ☎086-225-3141 岡山西税務署 ☎086-254-3411
西大寺税務署 ☎086-942-3815 瀬戸税務署 ☎086-952-1155

※所轄税務署で受け付けた電話は自動音声で案内します。所得税の申告に関する一般的なご相談、お問い合わせは、確定申告テレフォンセンターをご利用ください。

○事業税 岡山県備前県民局 ☎086-233-9815

○市県民税 各市区税事務所 北区 ☎086-803-1176・1177 中区 ☎086-901-1609
東区 ☎086-944-5011 南区 ☎086-902-3511

感染リスクを軽減させるためのお願い

例年、申告会場は混み合います。感染リスクを軽減させるために、次のとおり対策を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

密を避ける

- 確定申告は自宅からe-Taxをご利用ください。
パソコンやスマートフォンで簡単に作成できます。
e-Taxによる提出方法は2種類
①マイナンバーカードを使って送信
②IDとパスワードで送信
- 市県民税申告は郵送でご提出ください。
申告相談は、電話でも受け付けています。



e-Tax

密を作らない

- 確定申告会場は入場整理券が必要です。
入場整理券は各会場当日配布し、LINEでも事前発行します。入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。



入場整理券

- 来場の際は、必ずマスクの着用および手指の消毒をお願いします。
- 発熱・咳・悪寒などの症状のある人、体調に不安のある人は来場をご遠慮ください。

市県民税申告

申告会場		受付期間
市内全域	北区市税事務所 (〒700-8544北区大供一丁目2番3号)	2月16日(火)～3月15日(月) 各日9時～17時 (土・日曜、祝日を除く) ※お住まいの区の市税事務所での申告にご協力ください。 ※支所・地域センターでは受け付けていません。 ※申告相談は、電話でも受け付けています。 ※所得税等申告会場では、市県民税申告は受け付けていません。
	中区市税事務所 (〒703-8544中区浜三丁目7番15号)	
	東区市税事務所 (〒704-8555東区西大寺南一丁目2番4号)	
	南区市税事務所 (〒702-8544南区浦安南町495番地5)	
※所得税の確定申告をする人は、市県民税の申告は不要です（上場株式等に係る配当所得等について、所得税と異なる課税方式を選択する人は、市県民税税額決定通知が届くまでに市県民税の申告が別途必要）。 ※新型コロナウイルスの感染拡大により、申告会場の受付中止や内容が急ぎよ変更になる場合があります。		

所得税等申告会場

確定申告

管轄	申告会場	受付期間
岡山東税務署管内	ママカリフォーラム (岡山コンベンションセンター2階) (北区駅元町)	2月16日(火)～3月15日(月) 各日8時30分～16時 ※相談は17時まで 土・日曜、祝日は受け付けていませんが、ママカリフォーラムに限り2月21日(日)・28日(日)に確定申告の相談、申告書の受付を行います。
岡山西税務署管内	※税務署内には申告会場は設置していません。 ※駐車場は有料です。 ※西大寺、瀬戸税務署管内の人も利用できます。	
西大寺税務署管内	西大寺税務署 (東区西大寺中二丁目)	
瀬戸税務署管内	瀬戸税務署 (東区瀬戸町瀬戸)	

- 申告会場の混雑緩和を図るため、会場への入場には入場整理券が必要です。
- 作成済の申告書などは、送付（郵便または信書便）により税務署に提出できます。
- ママカリフォーラムでは納税はできません。
- 各会場とも、公共交通機関をご利用ください。

マイナンバーカード申請相談コーナーを設置します。

ママカリフォーラムでは、マイナンバーカード申請に関する相談を受け付けるほか、申請書の作成補助を行いますので、ご利用ください。（カード交付は行いません。）

◆実施期間 2月16日(火)～28日(日) 各日9時～16時

【確定申告での注意事項】

○第二表の「住民税・事業税に関する事項」欄は、住民税・事業税の算定に必要な内容ですので、該当する項目がある人は漏れなく記入してください。記載がない場合、算定する税額等に影響がある場合があります。

※配当や株式の譲渡所得のある人、ふるさと納税などの寄附をした人、給与・公的年金以外の所得に係る市県民税の徴収方法を選択する人などは、特に記入漏れにご注意ください。



確定申告・市県民税申告が必要なケース 申告時に持参いただくもの



申告を要するケース			必要な申告
給与所得がある人	給与収入金額が2,000万円を超える人		確定申告
	給与を2カ所以上からもらっている人	従たる給与収入と給与や退職所得以外の所得との合計額が20万円を超える一定の人	市県民税申告
		上記に該当せず、給与や退職所得以外の所得がある人	
	給与を1カ所からもらっていて、給与や退職所得以外の所得があり		確定申告
その所得が20万円を超える人		市県民税申告	
その所得が20万円以下の人			
給与支払報告書が事業所から提出されていない人			市県民税申告
公的年金等の所得がある人	公的年金等の収入金額が400万円を超える人		確定申告
	公的年金等以外の所得があり	その所得が20万円を超える人	市県民税申告
		その所得が20万円以下の人	
公的年金等支払報告書が年金支給者から提出されていない人			市県民税申告
事業所得や不動産所得などがある人	令和2年中の所得金額の合計額から所得控除を差し引き、その金額から計算した所得税額から配当控除額等を差し引いた結果、残額がある人		確定申告
	確定申告をしていない人で令和2年中の所得金額の合計額が ①45万円を超える人（同一生計配偶者や扶養親族がいない人） ②35万円×（1+同一生計配偶者数+扶養親族数）+31万円を超える人		市県民税申告

給与所得者や公的年金所得者で、次の人は申告することにより、源泉徴収された所得税等が還付されたり、市県民税が減額される場合があります

- ・住宅借入金等特別控除を受ける人（令和2年中に住宅の購入や増改築などを行い、かつ一定の要件を満たしている人）
- ・医療費控除や寄附金控除を追加する人など
- ・年の途中で退職した人（源泉徴収された所得税等の還付を受ける人）

※市県民税申告書は、**令和3年1月1日**現在で居住する市区町村に提出してください。

申告時に持参いただくもの

- 印判（認印可）
 - 申告する本人の身元確認書類（運転免許証など）
 - 個人番号確認書類（マイナンバーカードなど）
- ◎**社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）**について
確定申告書・届出書（更正の請求書など）、市県民税申告書を提出する際には、個人番号（マイナンバー）の記入が必要です。
- 同一生計配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーの分かるもの
 - ※記載が必要ですが、本人以外の個人番号確認書類の添付や提示は不要です。
 - 確定申告書・市県民税申告書などが届いている人はその申告書など
 - 給与や公的年金などの所得がある人は源泉徴収票の原本
 - （代理人が申告する場合）代理権を確認できる書類および代理人の身元確認書類

<各種控除を受ける場合>

- 医療費控除**（①②のいずれかを選択）
 - ①従来の医療費控除→医療費控除の明細書
医療保険者から交付を受けた医療費通知（所定の事項が記載されたもの）を添付で明細省略可。
 - ②セルフメディケーション税制→セルフメディケーション税制の明細書および健康診断などの一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類
- ※「医療費控除の明細書」などは国税庁HPから入手可。
- 社会保険料控除**→国民年金保険料・国民年金基金の掛金の控除証明書、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険などの保険料の支払金額が分かる書類
- 生命保険料・地震保険料控除**→支払保険料控除証明書
- 障害者控除**→障害者手帳または福祉事務所長が発行する認定書（要支援2以上の要介護認定を受けた65歳以上の高齢者のうち、寝たきり、認知症などにより障害者控除対象として認定された人が対象）など

※住宅借入金等特別控除・雑損控除・寄附金控除を受ける人や所得税の確定申告・還付申告をする人は、税務署にお問い合わせください。